

いよいよ4月から中小企業にも適用!

Zoom セミナー

月60時間超の残業代が50%に・・・

時間外労働割増率UPへの対策セミナー

今年の4月から、いよいよ中小企業でも、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられます。残業が多い社員をそのままにしていると、人件費アップに直結し、経営面で大きな負担となってしまいます。このセミナーでは、法律の改正内容をわかりやすく解説するとともに、実務対応にも触れていきます。大きなインパクトのある今回の改正、しっかり情報を得ていただき、管理職など社内にも展開してください。

～～～ 主な内容 ～～～

1. 時間外労働の上限規制の確認
2. 4月からの割増率アップについての詳細
3. 代替休暇制度とその利用
4. 時間外労働のさせ方
5. 給料計算で注意すること
6. 就業規則の変更 等



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

◎日時：2023年2月27日（月）13:30～15:00（Zoomセミナー）

【受講料】1名様 5,500円 税込（顧問先様は無料）

◎複数名様受講の場合は、パソコンの台数にかかわらず、人数分の受講料のお支払いをお願いいたします

◎同業者（社労士）様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はご遠慮ください

◎セミナーの録画・録音は不可です

【受講上のご注意】あらかじめZoomアプリが使用できる環境であることを確認しておいてください。当日、トラブル（映らない、聞こえない他）が発生した場合、大変申し訳ございませんが西遠労務協会にての個別の対応はできかねます。

【お申し込み方法】以下の参加申込書にご記入の上、この面をそのままFAXしてください。

【受付】FAXをいただきますと、開催案内（及び、有料となる場合は請求書）をご記入メールアドレス宛お送りします。万一、お申し込み後1週間以内に開催案内が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会（053-436-1033）までお問い合わせをお願いします。

【受講料のお支払】請求書に記載の口座に開催日の10日前までにお振込みをお願いいたします。（顧問先様以外）

【主催/お問い合わせ先】西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2（担当：松本・山口）

TEL : 053-436-1033 FAX : 053-436-1138 HP : <http://www.seienroumu.com>

*** 時間外労働割増率UPへの対策セミナー（Zoom開催）参加申込書 HP***

Fax 番号 053-436-1138 （西遠労務協会宛）

| | |
|-------------------------------------|---------------------|
| フリガナ 貴社名 | ご住所（〒 - ） |
| Tel | Fax |
| お2人以上ご参加の場合、ご連絡を入れさせていただく代表メールアドレス: | |
| フリガナ ご参加者名 役職 | フリガナ ご参加者名 役職 |
| メールアドレス | メールアドレス |

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

*お預かりしました個人情報は、以下の利用目的の範囲を超えて利用しません。また利用目的の範囲内において、配送業者などの第三者に個人情報の取扱いを委託することがあります。

①本セミナーに関するご連絡 ②次回以降開催するセミナーのご案内 ③事務所等当事務所のサービス提供に関するご案内

*参加申込書への個人情報等のご記入は任意ですが、すべての項目へのご記入がない場合、セミナーへの参加受付ができませんのでご了承ください。また、場合によりご記入いただいた内容につきまして確認のご連絡をさせていただくことがあります。

*当事務所でお預かりしました開示対象個人情報に関し、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求等のお求めがありましたら、ご本人様又はその代理人様より、西遠労務協会 個人情報保護管理者（053-436-1033）までご連絡ください。